

## 広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）

### 20時以降も営業していたことの証明書類について

#### 【証明が必要となる飲食店】

- ①要請前の閉店時間が20時以降で酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店
- ②要請前の閉店時間が20時以降で酒類又はカラオケ設備の提供を行っている飲食店が、要請期間中に時短営業をした場合

※要請前に酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店が、要請期間中に休業した場合には提出不要です。

※令和2年3月～令和3年6月1日の間の書類が必要となります。（手書きのものは認められません。）

証明書類	備考
○レジの記録	手引き等に記載済み
○クレジットカードの明細	//
○バーコード決済の明細（PayPay等）	//
○看板や入口への印字の写真	//
○風俗営業（1号）許可証の写し	//
○特定遊興飲食店営業許可証の写し	//
○深夜酒類提供飲食店営業届	要請前に県警に届出済みであることを記載した書類を提出してください。協力支援金センターから県警に確認します。
○カラオケ事業者との取引契約書	（株）第一興商および（株）エクシング等、カラオケ事業者との取引契約書（開店時間記載有）のコピーを提出してください。20時を超えるものであれば、認められます。契約書がない場合、上記事業者に再発行を依頼してください。
○観光ガイドブック、パンフレット等	雑誌等で取材を受けた際の掲載記事なども認められます。
○求人・バイト情報誌等	勤務時間が20時を超えるものであれば、認められます。
○SNS等の過去の掲載	営業時間を手書きで掲示していたとしても、その掲示の写真を、要請前にSNSにアップされていれば、電子記録として認められます。（店舗関係者のみではなく、当該店舗の客がアップしたのも認められます。）
△ホームページ（自前、食ベログ等）	要請前の掲載記録を協力支援金センターで調べます。要請前の記録が申請内容と異なる場合、他の証明書類の提出を求めます。
△予約台帳、予約記録	Toreta等のシステムで管理されている予約台帳であれば、認められます。（手書きのものは認められません。）また、ぐるなび等の予約受付記録も認められます。

○：客観的な証拠として、審査合格とします

△：ネット上の過去の記録等を確認し、疑義がなければ審査合格とします。

（注意）

提出された資料と異なる内容の情報提供があった場合、客観的な追加書類を求めます。

なお、協力支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、協力支援金の支給決定を取消し、全額返金いただきます。その際、悪質と認めるときは、返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて求める場合があります。